

会議結果報告書

1 会議の名称

第 15 回光市都市計画審議会

2 開催日時

令和 3 年 11 月 11 日（木） 午後 2 時から午後 2 時 35 分まで

3 開催場所

光市役所 3 階 大会議室 1・2 号

4 出席委員

光市都市計画審議会委員 21 人中 18 人

5 傍聴

3 人

6 公開・非公開

公開

7 会議の議事録（要旨）

（1）定足数の確認

本会の委員 21 人中、18 人出席があり、2 分の 1 以上の委員の出席があるため、本会議は成立

（光市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定による）

（2）会長選出

指名推薦の方法により、目山委員を選出

（光市都市計画審議会条例第 4 条第 1 項及び光市都市計画審議会規則第 2 条第 2 項の規定による）

（3）会長あいさつ

引き続き会長を仰せつかりました目山でございます。

よろしく願いいたします。

着座してご挨拶させていただきます。

まずはこの都市計画というものには、非常に難しい問題がありまして、色々な多岐に

わたる分野の方々が関わって決めていくものであり、この都市計画審議会にはそれぞれのお立場、それぞれの専門性から、委員が選ばれております。

今の時代には、いわゆる市民公募委員のような形で入られる、あるいは、市民代表としての委員の方々が、入られるということになっております。

決めていくことの内容の多くは、市民の権利を規制、誘導していくという形で、市民の権利に制限を加えていくという、非常にナイーブな問題、難しい問題を含んでおります。いわゆる公共の福祉、人々のために、一部で我慢をしたり、一部で譲り合ったりという形でルールを決めていくということでございます。

都市計画法の精神は、基本的にはこの公共の福祉に関わっておりますし、都市計画法は、いわゆる手続き法でございます。

皆様、事務局の方を見ていただいたらわかりますけれども、私、都市計画審議会にいくつか関わらせていただいている中で、これだけ資料を積み上げている審議会の事務局というのは、そうそうないです。

光市さんの場合は、そもそもの法令文から、条例、関係法令等を全部揃えたうえで、ご回答されます。手続き的には、非常に整った手続きを、今までされておりますし、そうやって進んでいくことも理解しております。

前置きが長くなりましたけれども、今はコロナの問題がちょうど収束している時期でございます。第5波が収束し、次は第6波、それからインフルエンザが流行するということが予測されている中ですが、皆様、今日は健やかにこの場にご参集いただきありがとうございます。

引き続き、現下の色々な問題に対して、市政も含めてご協力いただきながら、この審議会そのものも運営させていただきたいと思っております。

前回、審議会が令和2年10月に開催されておりますので、約1年1か月ぶりの開催となりました。

今回については、議案は1件でございます。

内容は、汚物処理場の位置や区域等を定めようとするものであります。

少し専門的になりますので、ご紹介がありましたとおり、環境部の担当課から、説明をされたり、受け答えをされるために、今日は都市政策課以外が入っておりますので、そのことをご理解ください。

ごみ処理施設や火葬場などの用途に関する建築物は、住民の生活に必要なものではありませんけれども、このような影響のある施設、これを都市施設と申しますが、これをどのように都市計画区域に位置付けていくか、都市施設の計画をしていく、事業をするための区域の設定をする、2種類のことをやっております。今日の会議の中では、敷地の位置、これを都市計画に定めるということになってまいります。

非常に専門的な言葉が出てくるところがありますので、はじめてご出席されている方は、専門性を持っておられないで、一般の市民の感覚で見られた時に、お分かりになり

にくいところは、是非ともご質問いただいて、理解をしたうえで、決議に関わっていただきたいと考えております。

今日は事務局側に、ご説明いただけるだけの用意がありますので、忌憚のないご意見、発言をお願い申し上げて、挨拶とさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(4) 会議録署名人の指名

会長及び会長が指名する2人の委員として、近間真由美委員、笹井琢委員を指名

(5) 議事

【議案第1号】周南都市計画汚物処理場の変更について（光市決定）

(質疑応答)

質問①-1 し尿と浄化槽汚泥の両方を、新しい施設で、同じ場所で処理できるのか。

回答①-1 現段階での検討の中では、し尿と浄化槽汚泥を同じ受入槽で受け入れて、同じラインで処理することを考えている。

質問①-2 し尿の汲み取りや浄化槽の清掃料金の変更はあるのか、もし高くなるようなことがあれば、高くないような方策を考えているのか。

回答①-2 し尿及び浄化槽汚泥の汲み取り等は許可業者が行っている。料金の変更について、現時点では聞いていないが、おそらく変更はない。

質問①-3 今後、深山浄苑の建物は、使うのか壊すのか、方針が決まっていれば教えてほしい。

回答①-3 建物をどうするかについては、未定である。

質問①-4 現在の深山浄苑の場所は、都市計画上どういう地域になっているのか。また、今後どうするのか。

回答①-4 都市計画区域内の市街化調整区域であり、今後も市街化調整区域のままである。

質問②-1 深山浄苑について、都市計画施設としての指定はないということか。

回答②-1 都市計画には定めず、県の許可を得て整備をしている。

質問②-2 都市計画に位置付け、その機能を下水処理場に移すことで、いわゆる適正な形に変わっていくと理解してもよいか。

回答②-2 建築基準法第 51 条の原則では、都市計画に位置付けなければ、汚物処理場の新築等ができないとされている。

深山浄苑は、いわゆる例外的な、ただし書き許可により建築したものであり、このたび、都市計画変更の手続きを行うことで、原則に則り、都市計画施設として、整備することとなる。

(採決)

原案のとおり可決